五　裁判長が記載を命じた事項及び当事者の請求により記載を許した事項
六　書面を作成しないでした裁判

2　前項の規定にかかわらず、家事審判の手続が裁判によらないで完結した場合には、裁判長の許可を得て、証人、当事者本人及び鑑定人の陳述並びに検証の結果の記載を省略することができる。ただし、当事者が家事審判の手続の完結を知った日から一週間以内にその記載をすべき旨の申出をしたときは、この限りでない。

3　期日調書には、手続の要領のほか、当事者及び利害関係参加人による書面の提出の予定その他手続の進行に関する事項を記載することができる。

（期日及び期日調書に関する民事訴訟規則の準用・法第四十六条等）

第三十三条　民事訴訟規則第六十八条から第七十七条までの規定は、家事審判の手続の期日及び期日調書について準用する。この場合において、同規則第六十八条第一項中「前条（口頭弁論調書の実質的記載事項）第一項」とあるのは「家事事件手続規則第三十二条第一項」と、同規則第七十四条第一項第三号中「上訴の提起又は上告受理」とあるのは「審判に対する即時抗告若しくは特別抗告の提起又は家事事件手続法第九十七条第二項」と、同規則第七十七条中「法廷」とあるのは「家事審判の手続の期日」と読み替えるものとする。

（家事審判事件の記録の正本等の様式・法第四十七条）

第三十四条　家事審判事件の記録の正本、謄本又は抄本には、正本、謄本又は抄本であることを記載し、裁判所書記官が記名押印しなければならない。

（家事審判事件の記録の閲覧等の許可・法第四十七条）

第三十五条　家事審判事件の記録の閲覧等（法第四十七条第一項に規定する記録の閲覧等をいう。以下この条において同じ。）を許可する裁判においては、当該事件の記録中記録の閲覧等を許可する部分を特定しなければならない。

（受命裁判官の指定）

第三十六条　受命裁判官にその職務を行わせる場合には、裁判長がその裁判官を指定する。

第二款　家事審判の申立て

（家事審判の申立書の記載事項等・法第四十九条）

第三十七条　家事審判の申立書には、申立ての趣旨及び申立ての理由（申立てを特定するのに必要な事実をいう。次項において同じ。）を記載するほか、事件の実情を記載しなければならない。

2　申立ての理由及び事件の実情についての証拠書類があるときは、その写しを家事審判の申立書に添付しなければならない。

3　家庭裁判所は、家事審判の申立てをした者又はしようとする者に対し、家事審判の申立書及び前項の証拠書類の写しのほか、当該申立てに係る身分関係についての資料その他家事審判の手続の円滑な進行を図るために必要な資料の提出を求めることができる。

（家事審判の申立書の補正の促し・法第四十九条）

第三十八条　裁判長は、家事審判の申立書の記載について必要な補正を促す場合には、裁判所書記官に命じて行わせることができる。

（家事審判の申立書の却下の命令・法第四十九条等）

第三十九条　家事審判の申立書の却下の命令に対し即時抗告をするときは、抗告状には、却下された家事審判の申立書を添付しなければならない。

（参考事項の聴取・法第四十九条）

第四十条　裁判長は、家事審判の申立てがあったときは、当事者から、家事審判の手続の進行に関する意見その他手続の進行について参考とすべき事項の聴取をすることができる。

2　裁判長は、前項の聴取をする場合には、裁判所書記官に命じて行わせることができる。

（申立ての変更の通知・法第五十条）

第四十一条　申立人が法第五十条第一項の規定により申立ての趣旨又は理由を変更した場合には、同条第三項又は第四項の規定による裁判があったときを除き、裁判所書記官は、その旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。

第三款　家事審判の手続の期日

（音声の送受信による通話の方法による手続・法第五十四条）

第四十二条　家庭裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって家事審判の手続の期日における手続（証拠調べを除く。）を行うときは、家庭裁判所又は受命裁判官は、通話者及び通話先の場所の確認をしなければならない。

2　前項の手続を行ったときは、その旨及び通話先の電話番号を家事審判事件の記録上明らかにしなければならない。この場合においては、通話先の電話番号に加えてその場所を明らかにすることができる。

（手続代理人の陳述禁止等の通知・法第五十五条）

第四十三条　手続代理人の陳述禁止等の通知については、民事訴訟規則第六十五条の規定を準用する。

第四款　事実の調査及び証拠調べ

（事実の調査・法第五十六条等）

第四十四条　事実の調査は、必要に応じ、事件の関係人の性格、経歴、生活状況、財産状態及び家庭環境その他の環境等について、医学、心理学、社会学、経済学その他の専門的知識を活用して行うように努めなければならない。

2　事実の調査については、裁判所書記官は、その要旨を家事審判事件の記録上明らかにしておかなければならない。

（裁判所の嘱託の手続・法第六十一条等）

第四十五条　裁判所がする事実の調査及び証拠調べに関する嘱託の手続は、特別の定めがある場合を除き、裁判所書記官がする。

（証拠調べ・法第六十四条）

第四十六条　家事審判の手続における証拠調べについては、民事訴訟規則第二編第三章第一節から第六節までの規定（同規則第九十九条第二項、第百条、第百一条、第百二十一条及び第百三十九条の規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「直送」とあるのは「家事事件手続規則第二十六条第一項の直送」と、同規則第百二十九条の二中「口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日又は進行協議期日」とあるのは「家事審判の手続の期日」と、同規則第百四十条第三項中「第九十九条（証拠の申出）第二項」とあるのは「家事事件手続規則第四十六条第三項」と読み替えるものとする。

2　法第六十四条第五項の規定により出頭を命じられた当事者が正当な理由なく出頭しない場合には、民事訴訟規則第百十一条の規定は、前項において準用する同規則第百二十七条ただし書の規定にかかわらず、当該当事者の勾引について準用する。

3　当事者等が第一項において準用する民事訴訟規則第九十九条第一項の証拠の申出を記載した書面を裁判所に提出する場合には、当該書面について直送をしなければならない。

4　裁判長は、必要があると認めるときは、第一項の証拠調べの期日において参与員、家庭裁判所調査官又は医師である裁判所技官が証人、当事者本人又は鑑定人に対し直接に問いを発することを許すことができる。

第五款　家事調停をすることができる事項についての家事審判の手続の特則

（家事審判の申立書の写しの添付・法第六十七条）

第四十七条　法別表第二に掲げる事項についての家事審判の申立てをするときは、家事審判の申立書に相手方の数と同数の写しを添付しなければならない。

（審問の期日の通知・法第六十九条）

第四十八条　法第六十九条の審問の期日は、当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。ただし、その通知をすることにより事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでない。